〇盛岡市老人福祉センター条例施行規則

昭和45年5月1日規則第25号

盛岡市老人福祉センター条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、<u>盛岡市老人福祉センター条例(昭和53年条例第17号。以下「条例」という。</u>)に基づき、及び<u>条例</u>を施行するため必要な事項を定めるものとする。 一部改正[昭和53年規則15号]

(使用の許可申請)

- 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市老人福祉センター使用 許可申請書を市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規 定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する老人福祉センターにあつ ては、指定管理者)に提出しなければならない。
 - 一部改正[昭和 53 年規則 15 号・平成 16 年 19 号・17 年 37 号] (使用の許可)
- 第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市老人福祉センター使用許可書の交付をもってする。
- 2 前項の許可書の交付を受けた者は、老人福祉センターを使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。
 - 一部改正[昭和 53 年規則 15 号 平成 16 年 19 号]

(指定管理者の指定の手続)

- 第4条 条例第 11 条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市老人福祉センター指定管理者指定申請書に老人福祉センターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 条例第 11 条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつて は盛岡市老人福祉センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定し ない場合にあつては盛岡市老人福祉センター指定管理者不指定通知書により行うも のとする。

追加[平成 16 年規則 19 号]、一部改正[平成 17 年規則 37 号] (指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市老人福祉センター指定管理者指定通知書 又は指定管理者の指定を受けている旨を老人福祉センターにおいて公衆に見やす いように掲示しなければならない。

追加[平成 16 年規則 19 号]、一部改正[平成 17 年規則 37 号]

(条例第 13 条第1項の市長が定める事項)

- 第6条 条例第 13 条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 指定管理者の代表者及び老人福祉センターの長

- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項 追加[平成 17 年規則 37 号]

附則

この規則は、条例の施行の日(昭和45年5月1日)から施行する。

附 則(昭和 48 年規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第15号)

この規則は、昭和 53 年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に次の1条を加える改正規定は、昭和 53 年4月 15 日から施行する。

附 則(昭和54年規則第3号)

この規則は、昭和54年2月5日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 27 号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 42 号)

この規則は、昭和54年11月16日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 11 号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 41 号)

この規則は、昭和55年10月10日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 15 号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 14 号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 35 号)

この規則は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第9号)

この規則は、盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の施行の日(昭和 60 年4月1日)から施行する。

附 則(平成4年規則第47号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第 21 号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年規則第 34 号抄)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 19 号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 37 号抄)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。